

令和2年4月8日

保護者の皆様

厚木市保育課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応
について（お願い）

日ごろから保育所の運営について御協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、令和2年4月7日付けで、政府から新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。県内の保育所については、今までどおり開所し、子どもの受入れを行うこととなっておりますが、感染症のまん延を防止するため、厚木市では当面の間、保育所における対応を次のとおりといたします。

保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

1 保育所登園自粛の御協力について

父母のいずれかが、御家庭で保育が可能な場合は、できるだけ登園を控えていただくよう、御協力をお願いいたします。

【御家庭で保育が可能な方（例）】

- ・ 現在、育児休業取得中の方
- ・ 求職中の方
- ・ 在宅勤務の方で家庭保育が可能な方
- ・ 職場が今回の宣言により休みになり、家庭保育が可能な方

なお、保育所を欠席された場合は、保育料の日割計算を行います。

問い合わせ先

厚木市こども未来部保育課

電話046-225-2231（直通）